

宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物対策課が発注する一般廃棄物収集運搬業務（以下「業務」という。）を一定の体力、技術的能力の結集等により、効果的かつ確実に履行することを目的として結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(委託業務内容)

第2条 宇部市内の指定する区域で、「宇部市ごみステーション設置に関する要綱」に基づき設置されたごみステーション（以下、「ごみステーション」という。）に排出される燃やせるごみ、資源ごみ（びん・缶）、危険ごみ、プラスチック製容器包装、燃やせないごみ、ペットボトル及び月一回収集の燃やせるごみを収集し、指定する搬入場所に運搬する業務である。

ただし、宇部市合理化事業計画に基づく一般廃棄物収集運搬業務は除く。

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する者（以下、「構成員」という。）の数は2社以上とする。

(構成員の資格及び組合せ)

第4条 構成員の組合せは、宇部市内に事業所を有する市内業者で、宇部市に入札参加資格登録（一般廃棄物収集運搬）のある者かつ宇部市の一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可を有する者の組合せによるものとする。

2 構成員は、当該業務の委託期間内においては、2以上の共同企業体の構成員になることができない。

ただし、重複しない新たな事業年度（期間）の業務委託に参加等する場合は、この限りでない。

3 構成員は、当該業務の委託期間内においては、1社単独、複数の法人または個人で構成される組合等での受託はできないものとする。

ただし、重複しない新たな事業年度（期間）の業務委託に参加等する場合は、この限りでない。

(結成)

第5条 共同企業体の結成は自主結成とする。

(業務分担)

第6条 業務分担は、協定書に従い、確実に業務が履行できる体制を整えること。

(代表者について)

第7条 代表者は、業務割合の大きい者を代表者とすること。

2 代表者の変更は、原則、認めない。

3 前項にかかわらず、代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責

務を果たせなくなった場合においては、協定書に従い、従前の代表者に代えて、新たな代表者を選任することができる。

4 前項の場合において、遅滞なく、その旨を市に届け出なければならない。

(資格審査申請)

第8条 市長は、共同企業体に業務を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を示し、これにより資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体で行わせる業務である旨
- (2) 業務概要
- (3) 共同企業体の構成員要件及び代表者要件
- (4) 認定資格の有効期間
- (5) 資格審査申請に必要な書類
- (6) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 資格審査の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出すものとする。

- (1) 共同企業体結成届出書(兼)参加資格審査申請書(様式第2号)
- (2) 公募型プロポーザル審査参加表明書(様式第3号)
- (3) 委任状(様式第2号関連)
- (4) 使用印鑑届(様式第2号関連)
- (5) 共同企業体協定書
- (6) その他資格審査に必要なと認める書類

(資格審査等)

第9条 前条の規定による申請書を提出した共同企業体については、提出された書類によって資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定し、その旨を共同企業体の代表者に通知するものとする。(様式第10号)

2 前項の規定による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

(無資格者への理由の説明)

第10条 廃棄物対策課長は、当該業務の審査に参加する者に必要な資格がないとされた者から、書面により審査参加資格非適格の理由説明の要請があれば、その理由を説明する。

(認定資格の有効期間)

第11条 共同企業体の認定資格の有効期間は当該業務の委託期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、受託者との協議により、認定資格の有効期間を延長することができる。

3 前項の場合において、市長は新たな認定資格の有効期間を通知しなければならない。

(存続期間)

第12条 当該業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該業務の認定資格の有効期間が満了し、共同企業体の清算が終了するまでとする。

2 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務にかかる委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(適正履行の確保)

第13条 共同企業体は、各構成員の信頼と協調のもと、この要領及び協定書の定めるところにより、当該業務を共同の責任で円滑かつ適切に履行するものとする。

(構成員の加入及び脱退等に関する措置)

第14条 構成員の加入及び脱退は、原則、認めない。

2 前項の規定にかかわらず、共同企業体の構成員のいずれかが業務途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同して当該業務を履行するものとする。ただし、残存する構成員による業務の適切な履行が困難と認められるときは、当該業務の委託契約を解除するものとする。

3 前項に規定する場合において、事前に市の承認を得なければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月12日から施行する。

共同企業体結成届出書（兼）参加資格審査申請書

令和 年 月 日

宇部市長 様

共同企業体名の名称
 所在地
 商号又は名称
 代表者名 印

宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託に係る委託事業者募集に応募するため、次のとおり共同企業体を結成し、委託事業者募集に係る下記事項の権限を代表者名に委任します。

委託事業者に決定された場合は、委託事業者としての業務の遂行及びこれに伴う当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うとともに、当共同企業体の構成団体の脱退又は除名については、市の承認がなければこれを行うことができないものとします。

つきましては、宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託共同企業体取扱要領第 8 条第 2 項の規定により、資格審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

| | |
|-----------------|--|
| 共同企業体の名称 | |
| 共同企業体の事務所所在地 | 〒 |
| 共同企業体の代表者名（受任者） | 住所 法人名 代表者名 印 |
| 共同企業体の構成員（委任者） | 住所 法人名 代表者名 印 |
| 委任事項 | 1 委託事業者の応募に関する一切の権限 2 宇部市との契約締結、履行に関する一切の権限 3 委託料請求に関する一切の権限 4 その他、上記に付随する一切の権限 |

※構成団体が 3 団体以上の場合は、これに準じて作成してください。

令和 年 月 日

公募型プロポーザル審査参加表明書

宇部市長 様

〔参加者〕 所在地
商号又は名称
代表者名 印

〔担当者〕 所 属
氏 名
電 話
F A X

宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託公募型プロポーザル実施要項に基づき、下記業務にかかる宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託公募型プロポーザル審査に参加することを表明します。

なお、本書類及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないこと、また、応募事業者の制限事項には抵触していないことを誓約します。

事業名 宇部市一般廃棄物収集運搬業務（業務E）

記

1 添付書類

- (1) 宇部市一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可証（写）
- (2) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人所在証明書
- (5) 国税、県税及び市税に滞納がない旨を証明する書類
- (6) 直近1事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

委 任 状

令和 年 月 日

宇部市長 様

所在地
商号又は名称
代表者 印

私は、次の者を代理人と定め、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで共同企業体に係る下記の権限を委任します。

受任者

所在地
商号又は名称
代表者 印

記

- 1 委託事業者の応募に関する一切の権限
- 2 宇部市との契約締結、履行に関する一切の権限
- 3 委託料請求に関する一切の権限
- 4 その他、上記に付随する一切の権限

| |
|---------|
| 受任者使用印鑑 |
| |

様式第2号関連

使 用 印 鑑 届

共同企業体の代表者名

の

使 用 印



上記の印鑑は、見積、契約の締結並びに委託料の請求及び受領等に使用したいため、お届けします。

令和 年 月 日

共同企業体の名称

所在地

商号又は名称

代表者名

印

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、共同連帯して行うことを目的とする。

一 宇部市発注に係る宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託（業務E）

（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務E」という。）の受託。

二 前号に附帯する事業。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
共同企業体（以下、「企業体」という。）
と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、委託契約の履行完了後3
か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、業務委託を受託することができなかつたときは、前項の規定にか
かわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地：

商号又は名称：

代 表 者：

所 在 地：

商号又は名称：

代 表 者：

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を
行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限、業務
委託料の請求・受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとし
る。

(業務分担)

第 8 条 各構成員の業務の分担（以下、「業務分担」という。）は、次のとおりとする。ただし、業務分担の一部において発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(1) 業務：（構成員名）

(2) 業務：（構成員名）

2 前項に規定する分担業務の価額等（構成員全員の協議の場で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(構成員全員の協議の場)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって協議の場を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、協議の場で決定した工程表等によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、構成員全員の協議の場の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により構成員全員の協議の場において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、構成員全員の協議の場の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が業務を完了する日まで脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議の場において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同企業
体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構
成員が記名押印し、各自所持するとともに、宇部市長へ 1 通提出するものとする。

令和 年 月 日

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 :

印

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 :

印